

## 協働事業提案制度審査委員会の設置について（案）

### 1 設置目的

協働事業提案制度の実施に伴い、地域活動団体等から提案された協働事業について、厳正かつ適正に審査するため。

### 2 役割

提案された事業を審査し、協働事業の候補事業を選考すること。

### 3 審査委員

審査委員は8名以内とし、練馬区区民協働推進会議の委員の中から、次に掲げる者を区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 区内各種団体代表者 2名以内
- (3) 公募区民 2名以内
- (4) 区職員 2名以内

#### 他自治体等の審査（選定）委員会の構成員の例

	学識経験者	各種団体 事業者など	公募区民	区職員	計
新宿区	1	4	3	2	10
品川区	2	1	2	3	8
江東区	1	5	2	2	10
北区	2	2	2	1	7
葛飾区	3	0	5名以内	3	11以内

練馬区区民協働推進会議の委員の中で、中間支援組織として提案団体の支援を行う役割を担う練馬区NPO活動支援センターの運営に関わる委員は、審査には加わらない。

また、委員が提案団体に所属する場合など、審査委員に加わることが適当でないと判断される場合は、審査には加わらない。

### 4 会長・副会長の選任

審査委員会には、会長、副会長を置き、委員の互選にて選任する。

### 5 委員の任期

委員の任期は、1年とする（再任可）。